

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいうものとすること。

1 國際的又は全国的な規模の会議等の開催、国際観光地その他の主要な観光地における観光旅客に対

する役務の提供等、高等教育の段階における教育活動、国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動等その他これらに類するものとして国土交通省令で定める活動であつて、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの

2 1に掲げるもののほか、1の活動を行う者又は1の来訪者の利便を増進する貨客の運送に関する事業活動であつて国土交通省令で定めるもの

二 この法律において「拠点施設」とは、地域における広域的特定活動の拠点となる施設であつて、一に掲げる活動の区分に応じて定める会議場施設、観光施設、教育施設、工業団地等の施設をいうものとすること。

三 この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいうものとすること。

1 次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備を特に促進することが適當と認められる地区（以下「重点地区」という。）の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行

に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの

イ 道路法の一般国道又は都道府県道の新設、改築又は修繕に関する事業

ロ 鉄道事業法に規定する鉄道施設の建設又は改良に関する事業

ハ 空港整備法に規定する第二種空港又は第三種空港における一般公衆の利用に供する目的で行う滑走路等若しくは排水施設等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事に関する事業

ニ 港湾法に規定する港湾施設のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び海洋性廃棄物処理施設に限る。）又は港湾環境整備施設の建設又は改良に関する事業

ホ 都市公園法に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

ヘ 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業

ト 河川法に規定する一級河川の改良工事若しくは修繕又は二級河川の改良工事に関する事業

チ 公営住宅法に規定する公営住宅の建設等に関する事業、大都市地域に

おける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する都心共同住宅供給事業、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、中心市街地の活性化に関する法律に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する賃貸住宅の整備に関する事業

リ 土地区画整理法による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業

ヌ その他国土交通省令で定める事業

2 1に掲げるもののほか、拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な1のイからニまで及びヌに掲げる事業

四 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいうものとすること。
(第二条関係)

第三 国、地方公共団体等の努力義務

一 国は、広域的地域活性化のための基盤整備の効果が十分に發揮されるよう、アジア地域その他の地域における海上輸送網の拠点となる港湾及び主要な国際航空路線に必要な空港、全国的な幹線道路その他

の交通施設で高速交通の用に供するものの総合的かつ体系的な整備に努めるものとすること。

二 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たっては、地域の自主性を尊重するとともに、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう努めるものとすること。

三 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たっては、他の関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携を図るよう努めるものとすること。

四 国、地方公共団体、関係する特定非営利活動法人、民間事業者その他の関係者は、広域的地域活性化のための基盤整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすること。

(第三条関係)

第四 基本方針

一 國土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいう。）を定め、これを公表するものとすること。

二 基本方針は、国土形成計画法第六条第二項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬものとすること。

(第四条関係)

第五　広域的地域活性化基盤整備計画の作成等

一　広域的地域活性化基盤整備計画

1　都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。）を作成することができるものとすること。

2　広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとすること。

イ　広域的地域活性化基盤整備計画の目標

ロ　拠点施設に関する事項（イの目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

ハ　イの目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項

二　ハの拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等に関する事項

ホ　計画期間

ヘ　その他広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であつて国土交通省令で

定めるもの

3 広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものとするほか、都市計画区域に係る部分は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等との調和が保たれたものとすること。

4 2のニに掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものと記載するほか、必要に応じ、市町村、一部事務組合若しくは広域連合、港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは民法第三十四条の法人等（第七の一において「市町村等」という。）が実施する事業等（都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものと記載することができるものとすること。
(第五条関係)

二 広域地方計画協議会における協議の特例

広域的地域活性化基盤整備計画を作成した都道府県を構成員に含む広域地方計画協議会（国土形成計画法第十条第一項の広域地方計画協議会をいう。第六の四において同じ。）は、同項に規定する事項の

ほか、当該広域的地域活性化基盤整備計画の実施に關し必要な事項について協議することができるものとすること。

(第六条関係)

第六 民間拠点施設整備事業計画の認定等

一 民間拠点施設整備事業計画の認定

1 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地の区域の面積が一定規模以上のもの（以下「拠点施設整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、当該拠点施設整備事業に関する計画（以下「民間拠点施設整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるものとすること。

2 国土交通大臣は、1の認定の申請に係る民間拠点施設整備事業計画が、当該計画に係る拠点施設整備事業が基本方針及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち拠点施設に関する事項に照らして適切なものであること、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること、工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が当該拠点施設整備事業を確実に遂行する

ために適切なものであること、事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があることの基準に適合すると認めるとときは、その認定をすることができるものとすること。

3 2の認定を受けた民間拠点施設整備事業計画に係る拠点施設整備事業（以下「認定事業」という。）に係る国土交通大臣による認定の通知、当該認定事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対する報告徴収及び改善命令、認定の取消し等に関する規定を設けるものとすること。

二 民間都市開発推進機構の行う拠点施設整備事業支援業務

民間都市開発推進機構は、民間都市開発の推進に関する特別措置法による業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）に対する出資等の方法による支援、認定事業者に対する必要な助言、あつせんその他の援助等を行うことができるものとすること。

（第十五条関係）

三 認定事業者による都市計画の決定等の提案及び計画提案を踏まえた都市計画の決定等

1 認定事業者は、都市計画決定権者に対し、土地所有者等の三分の二以上の同意を得ること等により

、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な地区計画、都市施設等の一定の都市計画の決定又は変更をすることを提案することができるものとすること。

2 都市計画決定権者は、1の提案（以下「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないものとすること。

3 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしようとするときは、当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際に併せて当該計画提案に係る都市計画の素案を提出し、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴いた上で、その旨及びその理由を当該計画提案をした者に通知しなければならないものとすること。

（第十六条及び第十七条関係）

四 広域地方計画協議会における認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議

認定事業者は、広域地方計画協議会に対し、その認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議を行うことを求めることができるものとすること。

（第十八条関係）

第七 交付金

一 都道府県は、交付金を充てて広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五の一の2のハ及びニの事業等の実施（ニの事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）をしようとするときは、当該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならないものとすること。

二 国は、都道府県に対し、提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五の一の2のハ及びニの事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとすること。

三 交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとすること。

四 住宅の供給に関する事業の実施に要する経費に交付金を充てた場合における大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定の適用について、所要の規定を設けるものとすること。

（第十九条から第二十一条まで関係）

第八 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとすること。

(第二十四条関係)

第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるほか、所要の改正を行うものとすること。

(附則第二条から第四条まで関係)